

後期高齢者医療制度のお知らせ

(長寿医療制度)

□保険料が「年金差し引き」の方は、「口座振替」にすることができます

後期高齢者医療制度の保険料を年金差し引きで納めている方は、申請により、どなたでも口座振替に切り替えることができるように変更されましたので、希望される方は手続きをお願いします。

また、これまで手続きをしていない方で、現在は納付書や口座振替で保険料を納めている場合でも、4月以降の年金から保険料を差し引かれることがあります。手続きをすることで、今後の年金からの差し引きをしないようにすることができます。

4月に支給される年金からの差し引きを中止するには

申請期限 1月30日(金) (7月から口座振替になります)

上記申請期限後も申請は随時受け付けますが、年金差し引きが中止され、口座振替に変わる時期は、申請する時期により異なります。なお、年金からの差し引きを希望する方は、手続きの必要はありません。

●切り替えられる口座

これまでは、本人、世帯主または配偶者の口座だけでしたが、これからはどなたの口座でも可能です

●手続きに必要なもの

本人の保険証、振替口座の預金通帳と届出印、申出書(市役所本庁、北村・栗沢支所、コミュニティプラザ・幌向・朝日の各サービスセンター、美流渡出張所にあります)

□75歳になる月の自己負担限度額が調整されます

月の途中で75歳となって、後期高齢者医療制度に移り、その月に高額な医療費がかかった場合は、移る直前に加入していた医療保険制度と後期高齢者医療制度のそれぞれで自己負担限度額まで支払うこととなり、最高で2倍の金額を支払うことがありましたが、平成21年1月からは、月の途中で75歳になった方は、誕生日前後の医療保険制度で限度額が半額ずつになるよう、調整されることになりました。(1日生まれの方は、影響がないため対象外です)

なお、平成20年4月～12月に、月の途中で75歳になった方も対象になりますので、限度額を超える額を支払った方には、超えた額が精算されます。該当になる方には順次、北海道後期高齢者医療広域連合からお知らせします。

後期高齢者医療高額療養費：75歳になる月の自己負担限度額(月額)

所得区分	自己負担限度額		
	外来 (個人ごと)	外来+入院 (個人ごと)	(世帯単位)
現役並み所得	22,200円	40,050円 + 1% (22,200円) 1 3	80,100円 + 1% (44,400円) 2 3
一般	6,000円	22,200円	44,400円
住民税 非課税世帯	4,000円	区分Ⅱ 12,300円	24,600円
		区分Ⅰ 7,500円	15,000円

1 「+1%」は、1か月の医療費が133,500円を超えた場合、超えた分の1%が加算されます

2 「+1%」は、1か月の医療費が267,000円を超えた場合、超えた分の1%が加算されます

3 ()内の金額は、多数該当(過去12か月間に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目以降の支給から該当)の場合

上記限度額のほかに、後期高齢者医療制度に加入する前の医療保険制度の限度額がかかります

問合せ先 市高齢・介護室医療給付係